

平成29年11月20日

第83回 神戸市個人情報保護審議会

災害時要援護者リスト及び台帳の
GIS（地理情報システム）化について

（保健福祉局）

神保生く第 1191 号
平成 29 年 11 月 20 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 喜



諮詢

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

災害時要援護者リスト及び台帳の G I S (地図情報システム) 化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局生活福祉部くらし支援課

災害時要援護者リスト及び台帳のG I S（地図情報システム）化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【本人の基本情報】

氏名（漢字・ふりがな）

性別

生年月日

年齢

郵便番号

住所

地図上の位置情報（座標情報）

電話番号

介護保険被保険者番号

福祉個人番号

【身体の状況】

◎身体障害者手帳の障害名及び等級

◎療育手帳の等級

◎要介護認定の等級

◎透析の有無

◎日常生活状況（歩行・視力・聴力）

【サービスの利用状況】

◎福祉器具（補装具・日常生活用具）の給付状況

◎自立支援給付における障害区分、給付区分、程度区分

【生活状況】

◎ひとり暮らし高齢者等台帳における調査結果、世帯構成、見守りの要否と希望の有無

災害時要援護者リスト及び台帳のG I S（地理情報システム）化について

1. 趣旨

平成25年4月に施行された「災害時の要援護者への支援に関する条例」（以下、「条例」という）に基づき、災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護が必要と認められる方（以下、「要援護者」という。）について、災害時要援護者リストを作成し、大規模災害が発生した際に、本リストを活用し、できるだけ早急に各区保健福祉部の職員等が安否確認や避難支援を行うことが求められている。

そのため、G I Sシステムを導入し、要援護者の情報を地図上に表示させ、視覚的に把握を行いやすくすることにより、安否確認等を効率的に行う必要がある。

2. G I S（地理情報システム）の概要

（1）災害時要援護者リストにおける活用方法

- ①福祉情報システムから要援護者の情報を出力し、災害時要援護者リスト（CSVデータ）を作成する。その災害時要援護者リストを、年に2回、電子媒体（CD-R）で各区保健福祉部健康福祉課・各支所保健福祉課に提供する。
- ②発災時等に、各区保健福祉部健康福祉課・各支所保健福祉課及び保健福祉局生活福祉部くらし支援課において、災害時要援護者リスト（CSVデータ）をG I Sシステムにインポートし、津波被害想定区域等のハザードマップ等と重ねあわせて要援護者の位置情報（住所）を地図上に表示する。
- ③要援護者の住所をプロットした地図及び該当者一覧を印刷し、安否確認や避難支援に活用する。

（2）災害時要援護者台帳における活用方法

- ①要援護者より地域支援団体に個人情報を提供することに同意を得て、災害時要援護者台帳を作成する。
- ②平常時の見守り活動、及び安否確認訓練等に活用するために、各区保健福祉部健康福祉課・各支所保健福祉課及び保健福祉局生活福祉部くらし支援課において、災害時要援護者台帳（EXCELデータ）をG I Sシステムにインポートし、要援護者の位置情報（住所）を地図上に表示する。
- ③平常時の見守り活動、及び安否確認訓練等に活用するために、要援護者の住所をプロットした地図及び該当者一覧を印刷し、災害時要援護者台帳とともに地域の支援団体に提供する。
※本システムは、スタンドアロン型のパソコンにソフトウェアをインストールする。
※平成20年11月の個人情報保護審議会において、同様のシステムを兵庫区のみを対象にモデル実施することについて答申済み。
※G I Sシステムのイメージ図、及び災害時要援護者リスト及び台帳については、別紙参照。

3. 効果

- （1）発災時において、各区保健福祉部の職員等が災害時要援護者の安否確認、避難支援を効率的に行うことができる。
- （2）災害種別により、対象となる要援護者とその所在地を絞り込むことができるため、在宅者

への避難勧告等の情報を迅速・効率的に伝達することができ、要援護者の避難所への避難支援が可能となる。

- (3) 災害時要援護者台帳を提供した地域支援団体が、平常時における見守り活動や安否確認訓練等を効果的に行うことができる。

4. スケジュール

平成 29 年 11 月～	プログラム開発
12 月～（予定）	神戸市が保有する災害時要援護者情報の入力
平成 30 年 3 月～	運用開始

5. 処理件数

神戸市内全域で、対象となる要援護者は、約 173,000 人（平成 29 年 3 月 29 日時点）。※年間 2,000 人ずつ増加予定。

6. 個人情報の保護

個人情報等データの保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

本事業の所管課長は、個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、端末機の操作管理・使用状況の管理、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

ア 本システムは、災害時におけるネットワーク遮断時や停電時にも有効に活用できるよう各区 1 台ずつパソコンを配置し、スタンドアロン型での稼動を想定している。

イ システムのプログラム及び個人情報を含むデータを格納する領域については、パスワードの設定を行う。

ウ コンピューターウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的に最新のウィルス定義に更新し、コンピューターウィルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

ア システムへのログインはユーザ ID とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。また、パスワードは定期的に変更する。

イ データ記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管し、管理簿を作成する。

ウ データ記録媒体は、パスワードの設定を行った上で、施錠可能なケースに保管した上で、複数の職員で市役所と各区役所・支所間を搬送する。

エ 保有する必要がなくなったデータは直ちに消去し、データ記録媒体はデータシュレッターなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

オ 保有する必要がなくなった帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

災害時要援護者支援の取組みについて

1. 概要

本市においては、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、平成25年4月1日より、「神戸市における災害時要援護者への支援に関する条例」が施行され、市民が力を合わせて災害時要援護者を支援するという理念のもと、今後、更なる高齢化に伴い、誰もが要援護者になり得ることを踏まえて、日頃の見守りや支え合いをもとにした地域での取組みを進めている。

2. 災害時要援護者の対象者

災害時要援護者とは、災害が発生した場合、安全な場所への避難や避難場所での生活において、周りの人の手助けなどの支援を必要とする人たちを指し、本取組みにおいては、以下の要件に該当する者をさす。

- ① 介護保険における要介護度3以上の者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持している者
- ③ 療育手帳Aを所持している者
- ④ 65歳以上の単身高齢者
- ⑤ 75歳以上の者のみで構成されている世帯の者

3. 災害時要援護者の支援体制

(1) 災害時要援護者リストの整備

大規模災害が発生した際に、安否確認や避難支援を行うために、本市の福祉情報システムのデータをもとに災害時要援護者リストを作成し、市の関係部署と共有を行っている。

なお、平常時には行政内部で共有するのみであるが、災害発生時で個人情報保護条例第9条第1項第3号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合は、災害時要援護者リストを民生委員児童委員、防災福祉コミュニティ等実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。

(2) 平常時の情報提供

地域での助け合いの取組みを推進するために、防災福祉コミュニティ、自治会、民生委員・児童委員協議会などの団体を支援団体とし、災害時要援護者リストに登録された方のうち同意を得た方の情報を、災害時要援護者台帳として支援団体に提供する。支援団体は、この台帳をもとに平常時の見守り活動や声かけを行い、普段から顔の見える関係を構築し、災害時に助け合いができるような支援活動を行う。

平常時：日常での声かけ、防災訓練参加への働きかけ、要援護者の所在の把握

災害時：安否確認、避難誘導、避難所での生活支援 等

災害時要援護者リスト等におけるG I Sシステムの画面イメージ図について

1. 災害時要援護者リスト

(1) 災害時要援護者リストについて

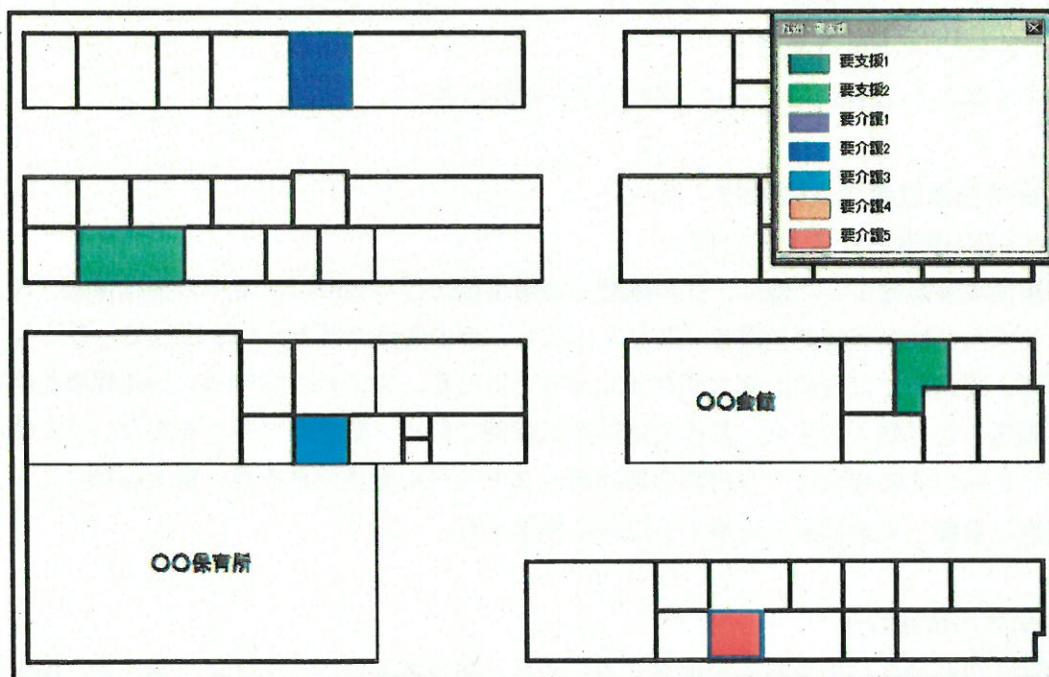
災害時要援護者リストは、大規模災害が発生した際に安否確認や避難支援を行うために、本市の福祉情報システムのデータをもとに作成し、市の関係部署と共有を行う。

(例)

町通大字	字丁目	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	電話番号	住所	身体障害者手帳	用具
加納町	6 丁目	神戸 太郎	コウベ タロウ	男	1950/1/1	67	078-331-8181	加納町 6 丁目 5-1		

補装具	療育手帳	要介護認定	障害サービス 障害・給付・程度区分	ひとりぐらし高齢者等台帳 (調査、世帯構成、見守りの要否と希望の有無)	介護保険 被保険者番号	福祉 個人番号	住基 個人番号
				2人以上、当面不要	111111111111	12345678	98765432

(2) 災害時要援護者リストにおけるG I Sシステムの画面イメージ図



2. 災害時要援護者台帳

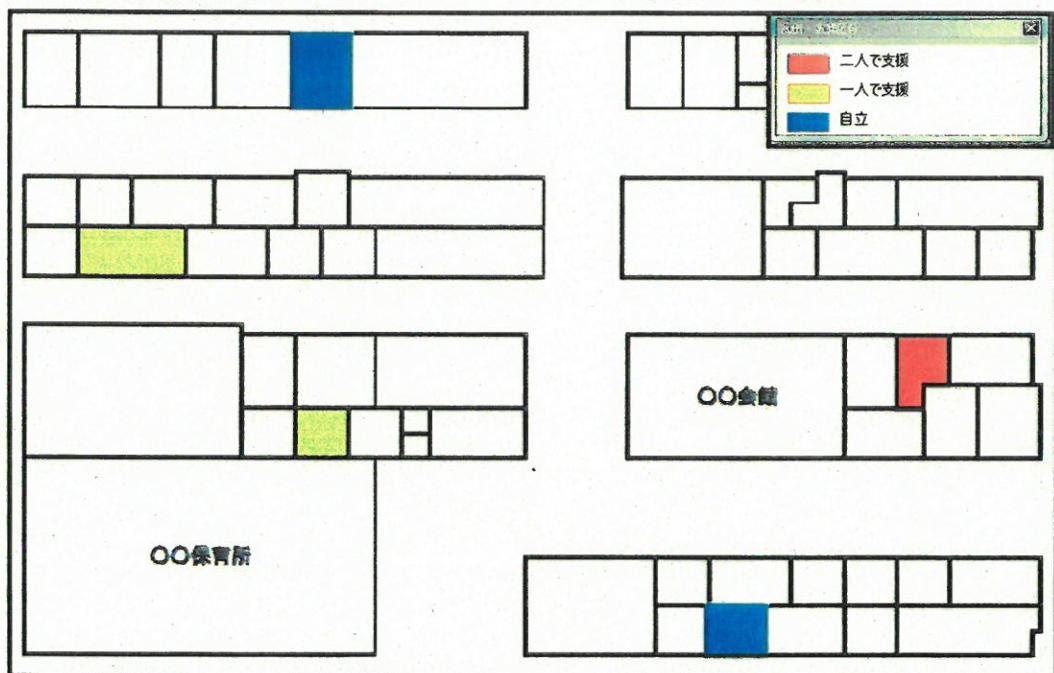
(1) 災害時要援護者台帳について

災害時要援護者台帳は、災害時要援護者リストをもとに、地域支援団体に情報提供することについて同意が得られた要援護者の情報をもとに作成し、地域支援団体に提供する。

(例)

氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	電話	住所	身体の状況	備考
中央 太郎	チュウウ タロウ	男	1980/1/1	37	078-232-4411	雲井通5丁目1-1	歩ける 見える 聞こえない	

(2) 災害時要援護者台帳におけるG I Sシステムの画面イメージ図



3. G I Sシステムの概要

- ・災害時要援護者リスト及び災害時要援護者台帳に登録された要援護者の位置情報を、住宅地図上に表示させる。
- ・要援護者の身体等の状況や年齢等により、色分け表示を行うことができる。
- ・住宅地図上には、津波被害想定区域等のハザードマップ等を重ねあわせて表示させることができる。